

1	紀元前後の倭国……………	2
2	Q 奴国の朝貢……………	2
3	邪馬台国の位置……………	2
4	倭国の風俗……………	2
5	卑弥呼について……………	2
6	Q 魏との交渉……………	2
7	卑弥呼の死……………	2
8	好太王碑文……………	3
9	Q 五世紀の倭国……………	3
10	稻荷山古墳出土鉄剣銘……………	3
11	仏教公伝戊午説(五三八年)……………	3
12	Q 仏教公伝壬申説(五五二年)……………	3
13	Q 憲法十七条……………	3
14	遣隋使の派遣(『隋書』倭国伝) ■六〇〇年の遣隋使……………	3
	■六〇七年の遣隋使……………	4
15	遣隋使の派遣(『日本書紀』)……………	4
16	改新の詔……………	4
17	戸令 第八……………	4
18	田令 第九……………	4
19	賦役令 第十……………	4
20	軍防令 第十七……………	5
21	Q 貧窮問答歌……………	5
22	浮浪人の増加……………	5
23	三世一身法……………	5
24	墾田永年私財法……………	5
25	国分寺建立の詔……………	5
26	Q 大仏造立の詔……………	6
27	Q 平安京……………	6
28	Q 徳政論争……………	6
29	遣唐使派遣の中止……………	6
30	藤原道長の栄華……………	6
31	Q 『古今和歌集』仮名序……………	7
32	Q 『往生要集』……………	7
33	延喜の荘園整理令……………	7
34	意見封事十二箇条……………	7
35	尾張国郡司百姓等解……………	7
36	荘園の寄進……………	8
37	延久の荘園整理令……………	8
38	記録荘園券契所の設置……………	8
39	院政の開始1 2……………	8
40	Q 『平家物語』……………	9
41	福原遷都……………	9
42	寿永二年十月宣旨……………	9
43	Q 守護・地頭の設置……………	9
	■付：地頭補任状を めぐる御家人の要望……………	9
44	Q 後鳥羽上皇の院宣……………	9
45	Q 北条政子の訴え……………	10
46	承久の乱の評価……………	10
47	御成敗式目制定の理由……………	10
48	御成敗式目(貞永式目)……………	10
49	Q フビライの国書……………	10

50	永仁の徳政令……………	11
51	法然の思想……………	11
52	親鸞の教え……………	11
53	道元の思想……………	11
54	日蓮の教え……………	11
55	慈円の歴史観……………	11
56	Q 建武の新政……………	12
57	二条河原落書……………	12
58	室町幕府の政治方針……………	12
59	半済令……………	12
60	守護請1 2……………	12
61	Q 足利義満から明への国書……………	13
62	Q 明から足利義満への国書……………	13
63	惣掟……………	13
64	Q 正長の徳政一揆……………	13
65	Q 柳生の徳政碑文……………	13
66	播磨の土一揆……………	13
67	嘉吉の変……………	14
68	嘉吉の徳政一揆……………	14
69	応仁の乱(応仁・文明の乱)……………	14
70	足輕の出現……………	14
71	山城の国一揆……………	14
72	蓮如の布教……………	15
73	加賀の一向一揆1 2……………	15
74	Q 武田氏の分国法……………	15
75	伊達氏の分国法……………	15
76	今川氏の分国法……………	15
77	長宗我部氏の分国法……………	15
78	朝倉氏の分国法……………	15
79	鉄砲の伝来……………	15
80	宣教師が見た堺1 2……………	16
81	楽市令……………	16
82	太閤検地……………	16
83	刀狩令……………	16
84	バテレン追放令……………	16
85	「武家諸法度」元和令……………	17
86	Q 「武家諸法度」寛永令……………	17
87	禁中並公家諸法度……………	17
88	Q 為政者の百姓観(『本佐録』)……………	17
89	為政者の百姓観(その他)1 2……………	17
90	慶安の触書……………	17
91	田畑永代売買の禁止令……………	18
92	分地制限令(延宝元年令)……………	18
93	糸割符制度の成立……………	18
94	Q 鎖国令1 ～3……………	18
95	Q 「武家諸法度」天和令……………	18
96	生類憐みの令……………	18
97	貨幣改鑄……………	19
98	海舶互市新例……………	19
99	新井白石の西洋観……………	19
100	貨幣経済の浸透……………	19
101	大名の窮乏……………	19
102	相对済し令……………	20

103	Q 上げ米の制……………	20
104	足高の制……………	20
105	公事方御定書……………	20
106	Q 打ちこわし……………	20
107	『自然真宮道』……………	20
108	Q 南鐐二朱銀……………	21
109	棄捐令……………	21
110	寛政異学の禁……………	21
111	Q 『海国兵談』……………	21
112	『経世秘策』……………	21
113	Q 『蘭学事始』……………	22
114	異国船打払令(無二念打払令)……………	22
115	Q 大塩平八郎檄文……………	22
116	株仲間の解散……………	22
117	天保の薪水給与令……………	22
118	人返し令……………	23
119	上知(地)令……………	23
120	オランダ国王の開国勅告……………	23
121	日米和親条約……………	23
122	日露和親条約……………	23
123	日米修好通商条約……………	23
124	五品江戸廻送令……………	24
125	王政復古の大号令……………	24
126	Q 五箇条の誓文……………	24
127	五榜の掲示……………	24
128	政体書……………	24
129	廃藩置県令……………	24
130	徴兵告諭……………	24
131	地租改正条例……………	25
132	Q 学制序文……………	25
133	学問のすゝめ……………	25
134	樺太・千島交換条約……………	25
135	日朝修好条規……………	25
136	Q 民撰議院設立の建白書……………	25
137	漸次立憲政体樹立の詔……………	25
138	議院律……………	26
139	新聞紙条例……………	26
140	集会条例……………	26
141	東洋大日本国国憲按……………	26
142	国会開設の勅諭……………	26
143	Q 平民的欧化主義……………	26
144	保安条例……………	26
145	Q 大日本帝国憲法……………	26
146	教育に関する勅語……………	27
147	民法(明治民法)……………	27
148	福沢諭吉の「脱亜論」……………	27
149	下関条約……………	27
150	日英同盟協約……………	27
151	内村鑑三の非戦論……………	27
152	幸徳秋水の非戦論……………	28
153	「君死にたまふこと勿れ」……………	28
154	Q ポーツマス条約……………	28
155	日韓議定書……………	28

156	第1次日韓協約……………	28
157	第2次日韓協約……………	28
158	第3次日韓協約……………	28
159	韓国併合条約……………	28
160	製糸女工の実情……………	29
161	治安警察法……………	29
162	工場法……………	29
163	『青鞥』発刊に際して……………	29
164	第3次桂内閣決意表明……………	29
165	Q 尾崎行雄弾劾演説……………	30
166	Q 吉野作造の民本主義……………	30
167	Q 井上馨の提言……………	30
168	二十一年カネの要求……………	30
169	石井・ランシング協定……………	30
170	原首相の普選に対する考え……………	30
171	ワシントン海軍軍縮条約……………	30
172	普通選挙法……………	31
173	治安維持法……………	31
174	金融恐慌……………	31
175	銀行法……………	31
176	改正治安維持法……………	31
177	リットン調査団の報告書……………	31
178	国際連盟脱退……………	32
179	日滿議定書……………	32
180	天皇機関説問題……………	32
181	Q 第1次近衛声明……………	32
182	国家総動員法……………	32
183	Q 独伊との連携と南進の決定……………	32
184	Q 日独伊三国同盟……………	33
185	日ソ中立条約……………	33
186	独ソ開戦への日本の対応……………	33
187	帝国国策遂行要領(九月)……………	33
188	帝国国策遂行要領(十一月)……………	33
189	日米交渉(ハル=ノート)……………	34
190	学徒出陣の開始……………	34
191	カイロ宣言……………	34
192	ヤルタ秘密協定……………	34
193	ポツダム宣言……………	34
194	原爆投下トルーマン声明……………	35
195	Q 終戦の詔書……………	35
196	Q 天皇の人間宣言……………	35
197	Q 日本国憲法……………	35
198	教育基本法……………	35
199	サンフランシスコ平和条約……………	35
200	「もはや戦後ではない」……………	36
201	日米安全保障条約(旧安保条約)……………	36
202	日ソ共同宣言……………	36
203	新安保条約……………	36
204	日韓基本条約……………	36
205	沖縄返還協定……………	36
206	日中共同声明……………	37
207	戦後五十年決議……………	37
	本体にある重要史料一覧……………	38

先史・古代

1紀元前後の倭国

夫れ楽浪^①海中に倭人^②有り。分れて百余国と為る。歳時を以て来りて献見すと云ふ。
〔漢書地理志〕

国①楽浪…楽浪郡。紀元前〇八年に成立した朝鮮半島の四郡の一つ
国②倭…後漢の班固が書いた前漢・後漢の歴史書

定期的に楽浪郡に朝貢しているという。

2倭国の朝貢

建武中元二年^①、倭の奴国、貢を奉じて朝貢す。使人自ら大夫^②と称す。倭国の極南界なり。光武^③、賜ふに印綬^④を以てす。安帝の永初元年^⑤、倭の国王帥升等、生口^⑥百六十人を献じ、請見を願ふ。桓・靈の間、倭国大いに乱れ、更相攻伐し、歴年主なし。
〔後漢書東夷伝〕

国①建武中元二年…西暦五十七年 ②大夫…当時の中国で卿(諸侯)と士との間に位置した階級 ③光武…後漢の光武帝(位二五―五七) ④印綬…印とそれを下げるための組紐 ⑤永初元年…西暦一〇七年 ⑥生口…奴隷を指すと思われ ⑦桓・靈…後漢の桓帝(位一四七―一六七)・靈帝(位一六八―一八九)
〔後漢書東夷伝(宋南朝)〕の范曄が書いた後漢(二五―一三〇)の歴史書

現代語訳 建武中元二(五七)年、倭の奴国が貢物をたてまつって、朝廷の儀式に参列した。使者は自らを大夫と称した。奴国は倭の最南端である。光武帝は印綬を与えた。安帝の永初元(一〇七)年、倭の国王帥升らが、奴隷百六十人を献上して天子との面会を求めた。桓帝・靈帝の時代に、倭国が大いに乱れ、互いに争って長年主がいなかった。

3邪馬台国の位置

倭人は帯方^①の東南大海の中にあり、山島に依りて国邑をなす。旧百余国。漢の時朝見する者あり、今、使詔通する所三十国。郡より倭に至るには、海岸に循ひて水行し、…また一海を渡る千余里、末盧国^③に至る。…東南陸行五百里にして、伊都国^④に到る。…東行不弥国^⑤に至る百里。…南、投馬国^⑥に至る水行二十日。…南、邪馬壹国^⑦に至る、女王の都する所、…
〔魏志倭人伝〕

国①帯方…帯方郡。二〇四年ごろに楽浪郡の南部を分割して新設された ②郡…帯方郡 ③末盧国…倭国の小国の一つ。現在の佐賀県の唐津平野あたりとみられる ④伊都国…小国の一つ。現在の福岡県糸島市あたり ⑤不弥国…小国の一つ。現在の福岡県宇美町あたりか ⑥投馬国…小国の一つ。現在の所在地については諸説ある

〔魏志倭人伝〕…三国時代の正史『三国志』のうち、『魏書』の東夷伝人条を指す。

現代語訳 倭人は帯方郡の東南の大海にあつて、山がちな島に国々をつくっている。もとは百余りの国があつて、漢の時代に皇帝に拜謁する者がいた。いまは皇帝の命が使者により伝わるころが三十国である。帯方郡から倭に行くには、海岸に沿って航行し、…また、海を渡ること千里余りで、末盧国に到着する。…東南へ陸路で行くこと五百里で、伊都国に到着する。…東へ百里行くと不弥国に到着する。…さらに、南に船で二十日間行くと投馬国がある。…さらに南へ行くと邪馬壹国に到着する。女王が都をおいているところである。…

4倭国の風俗

男子は大小となく、皆黥面文身^①す。…男子は皆露紒^②し、木屨^③を以て頭に掛け、その衣は横幅、ただ結束して相連ね、ほぼ縫ふことなし。婦人は被髪屈紒^④し、衣を作ること単被^⑤の如く、その中央を穿ち、頭を貫きてこれを衣る。…尊卑各々差序あり、相臣服するに足る。租賦を収む、邸閭あり、国国市あり。有無を交易し、大倭^⑥をしてこれを監せしむ。女王国より以北には、特に一大率^⑦を置き、諸国を檢察せしむ。諸国これを畏懼す。…下^⑧、大人と、道路に相逢へば、逡巡して草に入り、辞を伝へ事を説くには、あるいは蹲りあるいは跪き、両手は地に抛り、これが恭敬を為す。…
〔魏志倭人伝〕

国①黥面文身…顔や体に入れ墨がある ②露紒…髪を結う ③大倭…大率…官職名 ④魏志倭人伝…を参照

現代語訳 男子は、大人も子供も、みな顔や体に入れ墨を施している。…男子はみな冠をかぶらず髪を結い、木屨を頭に巻き、衣は横幅の広いものをただ重ねて連ねていて、縫いつけることはしていない。婦人は髪を束ねて、単衣のような衣をつくり、その中央に穴を開けて頭からかぶって着ている。…身分の上下によつて差別・序列があり、互いにふさふさいふるまいをする。租税を納め、邸閭(倉庫・邸宅・商店など)があり、国々に市がある。交易を行い、諸国にこれを監視されている。女王国から北には、一大率をおいて、大倭を檢察させている。諸国はこれをおそればかたがて、…下戸が大人と道路で会つと、後ずさりして草に入ら、辞を伝へ事を説く場合には、うずくまり、あるいはひざまずき、両手は地につけ、恭敬の意を表す。…

5卑弥呼について

その国、本また男子を以て王となし、住まること七、八十年。倭国乱れ、相攻伐すること歴年、乃ち共に一女子を立てて王となす。名づけて卑弥呼といふ。鬼道^①に事へて、能く衆を

惑はす。年已に長大なるも、夫婦なく、男弟あり、佐けて国を治む。…宮室・楼観^②・城柵、蔽かに設け、常に人あり、兵を持して守衛す。…
〔魏志倭人伝〕

国①鬼道…呪術 ②楼観…物見台、楼閣

現代語訳 その国(邪馬台国)、もとは男子を王としてとどまること七、八十年。倭国が乱れ、何年にも互いに攻撃し合うことが続いたので、共同で一人の女子を王に立てた。名は卑弥呼という。呪術に巧みで、うまく人々を従わせている。すでに年とはとっているが、夫はなく、弟がいて補佐して国を治めている。…宮室・物見台・城柵をいかにめしく設けていて、常に人がいて武器を持って警備している。…

6魏との交渉

景初二年^①六月、倭の女王、大夫難升米等を遣はし郡に詣り、天子に詣りて朝献せんことを求む。…その年十二月、詔書して倭の女王に報じて曰く、「…今汝を以て親魏倭王となし、金印紫綬^②を假し、装封^③して帯方^④の太守^⑤に付し仮授せしむ。…又、特に汝に、白絹五十匹、銅鏡百枚、皆装封して難升米・牛利に付す。…国家汝を哀れむを知らしむべし。…」
〔魏志倭人伝〕

国①景初二年…景初三(二二九)年の誤り ②金印紫綬…臣下の証である紫色の組紐のついた金印で、封印として粘土板に押しつけて使用するもの ③装封…品物を箱に納め、紐をかけて封印したもの ④太守…地方官名 ⑤魏志倭人伝…を参照

現代語訳 景初三(二二九)年六月、倭の女王が、大夫難升米等をつかわして郡に詣りて、天子に見えて朝貢を求めた。…その年の十二月、詔書によつて倭の女王に報じられたのは、「…今あなたを親魏倭王として、金印紫綬を授け、装封して帯方郡の太守に付して授けさせる。…また、特にあなたに、白絹五十匹、銅鏡百枚、皆装封して難升米・牛利に付す。…国(魏)があなたをいつくしんでいることを知らしめなさい。…」

7卑弥呼の死

卑弥呼以て死す。大いに家を作る。徑百余歩、徇葬する者奴婢^①百余。更に男王を立てても、國中服せず。更々相誅殺し、当時千余人を殺す。また卑弥呼の宗女^②志与年十三なるを立てて王となし、國中遂に定まる。…
〔魏志倭人伝〕

国①家…墓 ②誅殺…反逆を理由に殺害する ③宗女…一族の女 ④魏志倭人伝…を参照

現代語訳 卑弥呼が死んだ。大きな墓をつくった。直径が百余歩で、殉じた奴婢は百余にもなった。その後男の王を立てたが、國中が服さなかった。互いに誅殺しあい、千余人が殺された。卑弥呼の宗女の志与という、年が十三の者を立てて王とすると、國中がついに治まった。…

8 好太王碑文

※43ページ

百残^①・新羅は旧は是れ属民なり。由来朝貢す。而るに倭^わ辛卯^{しんまう}の年^②を以て来り海を渡り、百残を破り、新羅を□□し、以て臣民と為す。
(高句麗好太王碑)

国①百残・百濟。②辛卯の年・三九一年と推定

□高句麗好太王碑・中国吉林省集安市に立つ墓碑。高句麗の王である好太王の勲績が記されている。現地は、当時高句麗の都であった

現代語訳 百済と新羅はもともとは高句麗に服属し、朝貢してきていた。それなのに、倭が三九一年以来海を渡ってきて百済を破り、新羅を□□して、支配下に置いた。

9 五世紀の倭国

※43ページ

興死して弟武^ぶ立ち、自ら使持節^{ししせつ}都督倭・百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事、安東大將軍、倭国王と称す。

順帝の昇明二年、使を遣はして表を上る。いはく、「封国は偏遠にして、藩を外に作す。昔より祖禰射ら甲冑を撰ぎ、山川を跋涉し、寧処に違あらず。東は毛人^③を征すること五十五国、西は衆夷^④を服すること六十六国、渡りて海北を平ぐること九十五国。…」

…詔して武を使持節 都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大將軍、倭王に除す。
〔宋書 倭国伝〕
国①武・雄略天皇 ②毛人・蝦夷のことか ③衆夷・熊襲のことか ④海北・朝鮮半島のことか

□宋書 倭国伝・「宋書は南宋の約六十年の歴史を収めた歴史書。わが国の遣使の様子が記されている。
現代語訳 興が死んで、弟の武が即位し、みずから「使持節 都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事、安東大將軍、倭国王」と称した。

順帝の昇明二(四七〇)年、武は使者を派遣して上表文を提出し、次のように述べた。「私の国は中国からはるか遠くにあります。祖先は、自ら甲冑を着け、山川を駆け回り、休む暇なく全国を平定しました。東は蝦夷を五十五か国、西は熊襲などを六十六か国、海を渡って朝鮮半島の九十五か国を平定しました。…順帝は詔を出して、武を使持節 都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大將軍、倭王に任命した。

10 稻荷山古墳出土鉄剣銘

※45ページ

(表) 辛亥の年^①七月中記す。乎獲居^{わかつく}の臣。上祖の名は意富比^{おほふひ}埵^と。其の児^こ(名は)多加利^{たか}の足尼^{あし}。其の児^こ、名は弓已加^{ゆみ}利^り獲居^{わかつく}。其の児^こ、名は多加拔次^{たか}獲居^{わかつく}。其の児^こ、名は多沙^た鬼^き獲居^{わかつく}。其の児^こ、名は半弓^{はん}比^ひ。

(裏) 其の児^こ、名は加差披余^か。其の児^こ、名は乎獲居^{わかつく}臣。世々、杖刀人の首と為りて、奉事し来たり今に至る。獲加多支^{わかつか}幽大王^うの寺^③、斯鬼宮^{しき}に在る時、吾^{われ}、天下を左治^さし、此の百鍊^{ひやく}の利刀^りを作らしめ、吾が奉事の根原を記す也。
(稲荷山古墳出土鉄剣)

国①辛亥の年・四七一年説が有力 ②獲加多支幽大王・雄略天皇とする説が有力 ③寺・朝廷 ④左治・治めるのを補佐すること
□稲荷山古墳出土鉄剣・埼玉県行田市の稲荷山古墳から出土した鉄剣。両面に金象嵌の銘文が記されている。

現代語訳 (表) 辛亥(四七一年)の七月中、記す。ヲワケの臣の遠い祖先の名はオホヒコ。その児(名)はタカリのスクネ。その児の名はテヨカリワケ。その児の名はタカヒシワケ。その児の名はタサキワケ。その児の名はハチヒ。
(裏) その児の名はカサヒコ。その児の名はヲワケの臣。私の家は代々杖刀人の首として、大王に仕えて今に至った。ワカケル(キミ)大王の朝廷がシキの宮にあった時、私は天下を治めるのを補佐し、この鍛え上げられたよく切れる刀を作らせて、私が大王に仕えた由來を記しておくものである。

11 仏教公伝戊午説(五三八年)

※48・50ページ

志^し突^{とつ}嶋^{じま}天皇^①の御世戊午年十月十二日、百濟国主明王^②、始めて仏像經教並びに僧等を度し奉る。勅して蘇我稲目宿禰^{そがのいなめ}の大臣に授けて、興隆せしむる也。
(上宮聖德法王帝説)

国①志突嶋天皇・欽明天皇 ②明王・聖明王
□上宮聖德法王帝説・平安時代に成立した聖德太子の伝記。系譜や伝説が収録されている。

現代語訳 欽明天皇の御世の戊午(五三八年)年十月十二日、百済の聖明王が初めて仏像や経典、僧侶を送ってきた。天皇は勅書を出して蘇我稲目にこれらを受け、仏教を興隆させた。

12 仏教公伝壬申説(五五二年)

※48・50ページ

(欽明天皇十三年)天皇：問ひて曰はく、「西蕃^①の献れる仏の相貌端嚴^{ぶつさうたんげん}。全ら未だ曾て有ず。礼ふべきや否や」と。
蘇我大臣稲目宿禰^{そがのいなめ}奏して曰さく、「西蕃の諸国、一に皆礼ふ。豊秋^{とよあき}日本^②、豈独り背かむや」と。物部大連尾興・中臣連鎌子^{かみこ}、同じく奏して曰さく、「我が国家^③の、天下に王とましますは、恒に天地社稷の百八十神を以て、春夏秋冬、祭拜りたまふことを事とす。方に今改めて蕃神を拝みたまはば、恐るらくは国神の怒を致したまはむ」と。天皇曰はく、「情願ふ人稲目宿禰に付けて、試に礼ひ拝ましむべし」と。(『日本書紀』)

国①西蕃・「書」は中国で異民族の地を見下してよぶのに用いられた ②豊秋・日本 ③書・「書」は中国で異民族の地を見下してよぶのに用いられた ④豊秋・日本

現代語訳 欽明天皇十三年(五五二年)天皇は問ひて曰はく、「西蕃の献れる仏の相貌端嚴。全ら未だ曾て有ず。礼ふべきや否や」と。蘇我大臣稲目宿禰は奏して曰さく、「西蕃の諸国、一に皆礼ふ。豊秋日本、豈独り背かむや」と。物部大連尾興・中臣連鎌子、同じく奏して曰さく、「我が国家の、天下に王とましますは、恒に天地社稷の百八十神を以て、春夏秋冬、祭拜りたまふことを事とす。方に今改めて蕃神を拝みたまはば、恐るらくは国神の怒を致したまはむ」と。天皇曰はく、「情願ふ人稲目宿禰に付けて、試に礼ひ拝ましむべし」と。(『日本書紀』)

秋日本…日本の美称 ③国家…天皇
□日本書紀…元正天皇の七二〇年に完成した歴史書。編纂者は舎人親王など。神代から持統天皇までの国家の成立過程が漢文・編年体で記されている。

現代語訳 五五二年、天皇は「西の国から伝来した仏の顔立ちは、端麗かつ壮厳であり、今まで見たこともないものである。これをまつるべきかどうか」と尋ねられた。蘇我大臣稲目宿禰が申すことには、「西の国の諸国は皆礼拝しています。日本だけがそれに背くべきではないでしょう」と。物部大連尾興・中臣連鎌子が同じく申すことには、「わが帝の天下に王としておいでになるのは、常に天地社稷の百八十神を、春夏秋冬におまつりされることが仕事であります。今初めて仏を拝むことになると、おそらく日本古来の神の怒りを受けることになるでしょう」と。天皇は「稲目宿禰に授けて、試に礼拝させてみよう」といわれた。

13 憲法十七条

※48ページ

一に曰く、和を以て貴しとなし、忤ふること無きを宗となせ。
二に曰く、篤く三宝を敬へ。三宝とは仏・法・僧なり。
三に曰く、詔を承りては必ず謹め。君をば則ち天とし、臣をば則ち地とす。
四に曰く、群卿百寮、礼を以て本とせよ。其れ民を治むるが本、要ず礼に在り。
五に曰く、国司・国造、百姓を斂めとること勿れ。
六に曰く、私に背きて公に向くは、是れ臣の道なり。
七に曰く、夫れ事は独り断むべからず。必ず衆と宜く論ふべし。

国①仏・法・僧…仏と教義と僧侶 ②群卿百寮…役人 ③国司…この時点での国司の存在は疑問視されている
□日本書紀…図を参照

現代語訳 一、和を大切に、いさかいをせぬようにせよ。…二、三宝を深く敬うようにせよ。三宝とは仏・法・僧である。…三、詔(天皇の命令)を受けたら必ず謹んで従え。君を天とし、臣下を地とする。…四、役人は礼をもって根本の大事とせよ。民を治める基本は礼にある。…五、国司や国造は百姓から税をむさぼってはならぬ。…六、私心に背いて公に向かうことが、臣下としての道である。…七、物事は独断で行ってはならない。必ず人と議論するようにせよ。…

14 遣隋使の派遣(『隋書』倭国伝)

※48ページ

六〇〇年の遣隋使
開皇二十年、倭王あり、姓は阿每、字は多利思比孤、阿鞞伽弥と号す、使を遣はして闕に詣る。…使者言ふ、「倭